

第五十一号書式（平10総府令47・全改、平12総府令90・平26総省令52・一部改正）

(その一)

裁 年 月 日			
記 番 号	第	号	
発 年 月 日			

一時恩給金額計算書			
退職当時の階級・官職名_____			
氏名_____ 明・大・昭 年 月 日生			
退 職 年 月 日	昭和 年 月 日	退職の事由	
一時恩給金額の算出 の基礎となる在職年 数	年		
一時恩給金額の算出 の基礎となる俸給月 額	円 銭		
一 時 恩 給 金 額	円		
調査したところ上記に相違ないから、給与されたい。			
年 月 日			
総務大臣 殿			
(官 職) 印			

(その二)

在職年内訳

実 在 職 年									
公 務 員 区 分		始 終 期				年 月 日			
	昭和	年	月	日					
		年	月	日					
		年	月	日					
		年	月	日					
合計 年 月 日									
加 算 年									
公務員区分		始 終 期				事 由		年 月 日	
	昭和	年	月	日					
		年	月	日					
		年	月	日					
		年	月	日					
合計 年 月 日									
除 算 年									
公務員区分		始 終 期				事 由		年 月 日	
	昭和	年	月	日					
		年	月	日					
		年	月	日					
		年	月	日					
合計 年 月 日									
総計 年 月 日									
退職当時の俸給年額内訳									
本 俸 年 (月) 額					加 俸 年 (月) 額				
円 銭					円 銭				
円 銭					円 銭				
合計 (年額) 円 銭					合計 (年額) 円 銭				
総計					円 銭				